

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不開示部分の一部を取り消し、開示することとした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示の請求

開示請求人は、令和2年4月24日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「〇〇処分場に関する1許可書、2内部協議書、3申請者への指導書、4申請者からの回答文書、5関係機関との協議文書、6有識者会議との協議文書、7現地調査等の記録文書及び関係者との協議文書等の許可にかかわるすべての文書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対して、別記1に掲げる行政文書（以下「本件開示文書」という。）を特定し、条例第10条第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号に該当する情報を不開示として、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年5月14日付けで開示請求人に通知した。

### 3 別件審査請求

開示請求人は、令和2年7月6日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「別件審査請求」という。）を行った。

### 4 別件審査請求に対する裁決

実施機関は、令和4年4月13日付けで、本件処分において不開示とした情報のうち、一部を取り消し、別記2に示す部分を開示するとの裁決（以下「本件裁決」という。）を行い、同日付けで開示請求人に対して、裁決を行ったこと及び裁決により不開示部分の一部を取り消し、開示することとされた部分の開示を実施する日を開示請求人に通知した。

## 5 審査請求人に対する通知

実施機関は、本件開示文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人に対して本件開示文書の公開について意見書があれば提出するよう求めるべきところ、別件の開示請求において審査請求人から文書の公開に反対する旨の意見書が提出されていたことから、本件決定に際して、その意見書を本件開示文書の公開についての意見書として取り扱うこととしたことから、令和4年4月13日付けで、審査請求人に対して、裁決を行ったこと及び裁決により不開示部分の一部を取り消し、開示することとされた部分の開示を実施する日を審査請求人に通知した。

## 6 本件審査請求

審査請求人は、令和4年4月20日付けで、本件裁決により不開示部分の一部を取り消し、開示することとされた本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 7 執行停止の決定

実施機関は、令和4年4月27日に、本件裁決により不開示部分の一部を取り消し、開示することとされた部分の開示を実施することについて、執行停止の決定を行い、その旨を開示請求人に通知した。

# 第3 審査請求人の主張要旨

## 1 審査請求の趣旨

文書「〇〇 産業廃棄物処理施設設置許可申請書 指摘事項等」（以下「本件対象文書」という。）を別件審査請求によりさらなる開示を行うとの通知を受領したが、さらなる開示を行うという処分の取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書の位置づけと不開示相当文書であること（条例10条第7号該当性）

本件対象文書の作成名義人は審査請求人であることは書面上明らかで

あるところ、同書面は、何ら法令上作成が求められているものではない。むしろ、同書面は、申請書の案文（未だ正式な申請書ですらない）を広島県に提出し、これに対する多数に亘る指摘を受けた申立人が、申請前の事実上の協議の便宜のため自主的に整理した書面である。したがって、その書式等は法定されているものではない。

したがって、広島県担当者が審査請求人に指摘事項の記載されたファイルを渡すときも事実上のものであることの教示があり、審査請求人が広島県に対して同書面を交付するときもまた、事実上の整理のために渡すものであることを前提として渡しているのである。上記のやりとりからすれば、本件対象文書は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報」に該当すると考えるのが相当である。

とりわけ、本件対象文書が申請前に交付されているということにご留意いただきたい。申請前の段階においては、行政庁も審査請求人も、正式な手続ではなく、行政相談の段階であるということを強く意識している。そうであるからこそ、審査請求人は自らの認識を忌憚なく行政庁に述べ、また行政庁も自らの見解を忌憚なく述べることができるのである。この段階においては、行政庁と審査請求人の間には、「申請者と許可権者」という法的関係は未だ存在していないのである。その時点に開示された書類が、徒に第三者に開示されると言うことになれば、行政庁を信頼して事前相談をしようとする業者はいなくなり、誰も文書照会などできないことになろう。それはすなわち、効率的な行政の目指すものとは逆行する結果を招来するのである。

そして、上記のような本件対象文書の成立経緯からもわかるとおり、審査請求人は同書面が第三者に閲覧されることを前提として作成していない。したがって、同書面は同条例10条7号の「法人等または個人における通例として公にしないこととされているもの」にも該当すると認められる。

したがって、本件対象文書は、広島県情報公開条例第10条第7号に該当し、非公開とされるべきものである。

広島県は、不開示部分1、2、3-2、4が任意提供情報であるとは認めつつ、処分庁が許可手続において必要と判断した補正指導に対する許可

申請者の回答であるから、情報の提供者が公にしないとの条件を付することが合理的とはいえないと主張する。

しかしながら、情報の提供者が公にしないことを希望しているにもかかわらず、それを知りつつ行政庁が任意提供情報の提出を求めたのであれば、行政庁としては同情報を第三者に開示する可能性があることを事前に告げる必要があるだろう。そのような告知なくして、情報提供者が公にさないであろうという期待を有したままの状態ですべて任意提供情報を提供させ、それを事後的に「公にしないとの条件を付することは合理的ではなかった」として情報提供するというのは、まさに審査請求人に対する不意打ちであるとの誹りを免れない。

したがって、今後も行政庁への信頼と円滑な意思疎通を維持するという観点からも、同文書は開示されてはならないのである。

(2) 本件対象文書の形式自体がノウハウともいうべきものであること（条例10条第3号該当性）

上記のとおり、本件対象文書は、行政庁からの要請事項を、その調整の便宜のために審査請求人において整理し、応答したものである。

このような指摘事項書類を詳細に作り込むこと自体が、審査請求人のノウハウとも言うべきものであって、いわばその書式や、やりとり自体が審査請求人の競争上重要なノウハウなのである。これを開示されて第三者が使用することになれば、審査請求人の競争上の地位は著しく低下することになることにまずご留意いただきたい。

したがって、内容を子細に検討するまでもなく、本件対象文書全体が「開示することにより法人の競争上の地位その他正当な利益を侵害する」ことになるのであり、本件対象文書全体が広島県情報公開条例第10条第3号に該当する。

(3) 審査会の審査の結果不開示となった箇所が狭きに失すること（条例10条第2号該当性）

令和4年4月13日の行政文書開示通知書において、引き続き不開示とされてマスキングされている部分は、主として、第三者の個人名が記載された部分のみである。

しかしながら、その周辺の記載を合わせて考えれば、マスキングされた箇所の記載が推認されてしまい、そのマスキング部分についても一定程度推認できる箇所が複数散見される（たとえば、「(申請書関係) (目次の1のみ) 関係」の2ページの「No.12」の欄の記載など）。したがって、審査会が開示不相当とした部分のみでは、第三者の個人情報が十分に保護されるとは言えない。

したがって、不開示範囲はさらに広く取るべきであり、少なくとも当該質問及びその回答全体に亘るべきである。

#### (4) 誤りの指摘等に対する対応について（条例10条第3号該当性）

また、今回の開示対象となった箇所の多くは、事前相談の段階で処分庁から追加検討や誤記等を指摘され、それを修正したものが中心である。どの段階まで申請書案を完成させ、これを事前相談として行政庁に持ち込み、協議をするかという点は、まさに審査請求人のノウハウというべき部分である。

特に、廃掃法の許可を受けなければ業務が出来ないという処分業の関係上、この行政庁との協議の方法というのはノウハウの核心的な部分ともいってよく、これが第三者に開示されてしまうことによる競争上の悪影響は計り知れない。

したがって、各記載自体個別に見れば開示による影響がすくないかに見えたとしても、総体としての影響は極めて大きいのであって、情報公開条例19条（原文）3号に該当するから、開示が認められるべきではない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、本件対象文書のうち、本件再開示部分について、ノウハウに該当し、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する点を主張する。

本件再開示部分には、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報はなく、条例第10条第3号に該当せず、開示する

こととした。

正当な利益を害するかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断する必要がある、具体的には「生産技術に関する情報」「販売、営業に関する情報」「経営方針、経理、人事等に関する情報」「社会的信用、活動の自由等に関する情報」が挙げられる。その前提に立ったうえで、本件再開示部分は、これらに該当するものではないと判断した。

- 2 本件再開示部分は任意に提供されたものであるが、処分庁が許可権者として許可手続において必要と判断した上で行った補正指導に対する許可申請者の回答であるという、本件再開示部分の情報の提供された状況を考慮すると、情報の提供者(審査請求人)が公にしないと条件を付すことが合理的であるとは言えず、条例第10条第7号に該当しないと判断した。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が廃棄物処理法に基づき実施機関に対して行った安定型産業廃棄物最終処分場の産業廃棄物処理施設設置許可申請（以下「本件許可申請」という。）に係る行政文書の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、別記1に掲げる行政文書を特定し、本件処分を行った。

### 2 本件審査請求について

本件審査請求は、本件裁決により、不開示部分の一部を取り消し、開示することとされた本件処分について、不開示部分の一部を取り消し、開示することとされた部分（以下「本件再開示部分」という。）の取消しを求めるものである。

審査請求人は、本件処分において条例第15条第2項の規定により意見書を提出したものとされ、審査請求人は反対意見書を提出したことから、同条第3項の規定により、裁決を行ったこと及び裁決により不開示部分の一部を取

り消し、開示することとされた部分の開示を実施する日の通知を受け、本件審査請求を行ったものである。

審査請求人は、本件再開示部分は、条例第10条第2号、第3号及び第7号に該当すると主張している。

一方、実施機関は、本件再開示部分は、条例第10条第2号、第3号及び第7号に該当しないと主張している。

よって、以下、本件再開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### 3 本件再開示部分の不開示情報該当性について

#### (1) 条例第10条第7号の不開示情報について

##### ア 条例第10条第7号について

条例第10条第7号本文は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を原則不開示としている。

ここで、「公にしないとの条件」は、実施機関が情報の提供者から情報の提供を受ける際に、提供者から公にしない旨の明示の条件が付されているものをいい、実施機関が当該条件を了解していることが必要である。

「任意に提供されたもの」とは、法令等の根拠に基づかないで、相手方の協力等により実施機関に提供された情報をいう。

「法人等又は個人における通例として」とは、当該法人等又は個人そのものではなく、当該法人等又は個人が属する業界、業種等の通常慣行に照らして判断することを意味し、客観的にみて、当該法人等又は個人が属する業界、業種等において、公にしないとする慣行が存在するかを判断することになる。

「当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、公にしないとの条件が付された時点における諸事情を基本にして不開示の条件を付すことの合理性を判断することを意味する。

同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨を規定している。

イ 本件再開示部分の条例第10条第7号該当性について

審査請求人は、本件対象文書の作成名義人は審査請求人であることは書面上明らかであり、対象文書は、審査請求人が実施機関に提出した許可申請書の案文に対する実施機関からの多数に亘る指摘について、申請前の事実上の協議の便宜のため自主的に整理したものであって、このような本件対象文書の成立経緯からもわかるとおり、審査請求人は対象文書が第三者に閲覧されることを前提として作成しておらず、したがって、対象文書は同条例10条7号の「法人等または個人における通例として公にしないこととされているもの」に該当すると主張する。

実施機関は、本件再開示部分は任意に提供されたものであるが、実施機関が許可権者として許可手続において必要と判断した上で行った補正指導に対する許可申請者の回答であるという、本件再開示部分の情報の提供された状況を考慮すると、情報の提供者である審査請求人が公にしないとの条件を付すことが合理的であるとは言えず、条例第10条第7号に該当しないと主張する。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件再開示部分には、実施機関の意見に対する審査請求人の対応状況が記載されていた。

審査請求人は、本件対象文書の作成名義人は審査請求人であり、本件許可申請の前の事実上の協議の便宜のため自主的に整理した書面であるとしていることから、その作成経緯等について実施機関に確認したところ、実施機関は、本件対象文書は、実施機関が審査請求人に対して、許可申請書等の補正指導を行うための目的で作成したものであると説明している。そして、平成28年ごろから、補正指導等の内容を補正が進むごとに実施機関が追記し、また、補正指導等への対応状況について、審査請求人から聞き取った内容や提出された図面を確認して実施機関が記載するほか、審査請求人が修正した内容を追記するなどして、実施



機関と審査請求人の間のやりとりを記録したものであって、本件許可申請が行われた平成30年4月18日の後も、引き続き、追記が続けられたとしている。

審査会において対象文書を見分したところ、本件対象文書には令和元年の日付の記載が散見され、また、対応状況の記載には、「事業者追記」と記載があるもののほか、記載内容から実施機関が記載したと考えられるものも見られ、こうしたことからすると、本件審査請求が行われた後も、実施機関と審査請求人により追記が続けられていたなどとの実施機関の説明には、不合理な点は認められない。

本件対象文書の実施機関の意見は、本件許可申請の許可権限を有する実施機関が、本件許可申請の申請者である審査請求人に対して、本件許可申請に関する書類の補正を求めたものであり、行政指導（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する行政指導を指す。以下同じ。）に当たるものと認められる。

そして、行政指導は法的拘束力を持つものではないから、審査請求人の回答は、審査請求人から実施機関に対して任意に提供されたものに該当する。

しかしながら、これらの情報が任意に提供されたものであり、許可権限を有する実施機関が、申請書類が法令上の基準に合致するよう行った補正指導又は法令上の定めのないものであっても、許可権者として許可手続において必要と判断した上で行った補正指導に対する許可申請者の回答という本件再開示部分の情報としての性格、これらが提供された状況を考慮すると、本件再開示部分は、情報の提供者が公にしないとの条件を付すことが合理的であると認められず、本件再開示部分が条例第10条第7号に該当するとの審査請求人の主張は妥当ではない。

## (2) 条例第10条第3号の不開示情報について

### ア 条例第10条第3号について

条例第10条第3号本文は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあるもの」を原則不開示としている。

ここで、「正当な利益を害する」かどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨を規定している。

#### イ 本件再開示部分の条例第10条第3号該当性について

審査請求人は、本件再開示部分について、指摘事項書類の書式や、やりとり自体が審査請求人の競争上重要なノウハウなのであり、これを開示されて第三者が使用することになれば、審査請求人の競争上の地位は著しく低下することから、内容を子細に検討するまでもなく、本件対象文書の書面全体が「開示することにより法人の競争上の地位その他正当な利益を侵害する」ことになるのであり、本件対象文書全体が条例第10条第3号に該当すると主張する。

実施機関は、正当な利益を害するかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断する必要がある、具体的には「生産技術に関する情報」「販売、営業に関する情報」「経営方針、経理、人事等に関する情報」「社会的信用、活動の自由等に関する情報」が挙げられるとし、その前提に立ったうえで、本件再開示部分は、これらに該当するものではないと判断したとしている。

前述のとおり、本件対象文書の実施機関の意見は、行政指導に当たるものと認められる。そして、申請書類が法令上の基準に合致するよう許可権限を有する実施機関が行った補正指導又は法令上の定めのないものであっても許可権者として許可手続において必要と判断した上で行った補正指導に対する許可申請者の回答という本件再開示部分の情報

としての性格を考慮し、また、本件対象文書を見分したところでは、本件再開示部分を公にすることで、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまではいうことはできず、本件再開示部分が条例第10条第3号に該当するとの審査請求人の主張は妥当ではない。

(3) 条例第10条第2号の不開示情報について

ア 条例第10条第2号について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 本件再開示部分の条例第10条第2号該当性について

審査請求人は、本件再開示部分について、引き続き不開示とされた部分は、第三者の個人名が記載された部分のみであり、その周辺の記載を合わせて考えれば、不開示とされた部分が推認されることから、第三者の個人情報十分に保護されているとは言えず、不開示部分の範囲は、対象文書のうち当該質問及びその回答全体に渡るべきであると主張する。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、前述のとおり、本件再開示部分には、実施機関の意見に対する審査請求人の対応状況が

記載されており、審査請求人が第三者の個人情報が一定程度推認できる箇所として例示する「(申請書関係)(目次の1のみ) 関係」の2ページの「No.12」の欄の記載については、審査請求人が主張するような個人情報を推認することができる記載は確認できなかった。その他の部分についても、審査請求人の懸念する不開示とされた箇所の記載が推認されることについて、審査請求人の主張は具体的ではなく、また、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は同号の情報に含まれないものとして、条例第11条第1項の規定を適用して部分開示をする必要があることから、審査請求人の主張は妥当ではない。

#### (4) 小括

以上のことから、本件再開示部分は、条例第10条第2号、同条第3号及び同条第7号の不開示情報に該当せず、実施機関が不開示部分の一部を取り消し、開示することとした決定は、妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

## 別記 1

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇厚生環境事務所環境管理課長宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請書について（報告）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け産業廃棄物対策課長宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請書について（報告）」

〇〇 産業廃棄物処理施設設置許可申請書指摘事項等

〇〇年〇〇月〇〇日付け環境県民局長宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可申請に係る告示及び縦覧の手続きについて（依頼）」

様式第51号(1)産業廃棄物処理施設審査表

様式第51号(3)産業廃棄物最終処分場の構造基準及び維持管理基準に係る審査表【安定型】

〇〇年〇〇月〇〇日付け環境県民局長宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可申請に係る告示及び縦覧の手続きについて（依頼）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け西部東厚生環境事務所長宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る縦覧について（依頼）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇厚生環境事務所長宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る生活環境の保全上の見地からの意見聴取について（照会）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇宛て「産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る生活環境の保全上の見地からの意見聴取について（照会）」

〇〇安定型産業廃棄物最終処分場設置に係る有識者会議（第1回） 資料（別紙、廃棄物処理施設設置に係る事務手続きのフロー図（資料2）、産業廃棄物処理施設設置許可申請書の概要（資料3）、生活環境影響調査書の概要（資料4）

復命書（令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

〇〇産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る有識者会議（第1回） 会議録（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

〇〇産業廃棄物処理施設設置許可申請に係る有識者会議（第1回） 会議録（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

〇〇最終処分場計画地に係る現地調査

〇〇安定型産業廃棄物最終処分場設置に係る有識者会議（第2回） 資料（別紙、廃棄物処理施設設置に係る事務手続きフロー図（資料1）、第1回有識者会議における質疑に対する対応について（資料2）、関係市及び利害関係者からの意見に対する対応について（資料3）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

復命書（〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）実施分）

〇〇年〇〇月〇〇日付け環境県民局長宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可について（通知）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇厚生環境事務所長宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可について（通知）」

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇宛て「産業廃棄物処理施設の設置許可について（通知）」

産業廃棄物処理施設設置許可証

別記 2

「〇〇 産業廃棄物処理施設設置許可申請書指摘事項等」の次の部分について開示する。

記載箇所	開示が妥当であると判断する部分
「(申請書関係)(目次の1のみ)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分
「(アセス関係)(目次の2のみ)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分(3ページの「No.」欄の「9」の行の2行目16文字目から3行目1文字目を除く。)
	17ページの不開示部分
「(図面等関係)(目次の3-1~3-14)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分(6ページの「No.」欄の「12」の行の4行目5文字目及び6文字目を除く。)
	12ページの「指摘内容又は回答内容」欄の不開示部分
「(添付書類関係)(目次の4~9)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分(2ページの「No.」欄の「5」の行の2行目及び3行目を除く。)
「(図面等指摘番号3-3の22 安定計算に係る別紙)」関係	「対応状況」欄中の右側の列の不開示部分

別記 3

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 年 2 月 9 日	・ 諮問を受けた。
令和 5 年 3 月 22 日 (令和 4 年度第 12 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 5 年 4 月 21 日 (令和 5 年度第 1 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 5 年 5 月 26 日 (令和 4 年度第 2 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 5 年 6 月 23 日 (令和 4 年度第 3 回第 3 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 3 部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 ( 部 会 長 )	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授